

また

農業委員会



だより

2023 No. 48

令和5年4月

発行：益田市農業委員会

編集：農業委員会だより

情報委員会 ☎31-0481



今月の
表紙

二条地区 メイプル牧場

畜産業をととして積極的に地域と交流し、頼れる地域企業へ

主な
内容

- ②～③ 二条地区にある西日本屈指の牧場
メイプル牧場の紹介
益田地域農業委員会協議会研修会
- ④…… ますます美味しいレシピ
- ⑤…… 令和5年度農作業等標準料金
- ⑥…… 農地を農地以外の用途に変更する場合の注意点
- ⑦…… 農業者年金の加入について
- ⑧…… 農地法第3条の下限面積の廃止について
編集後記

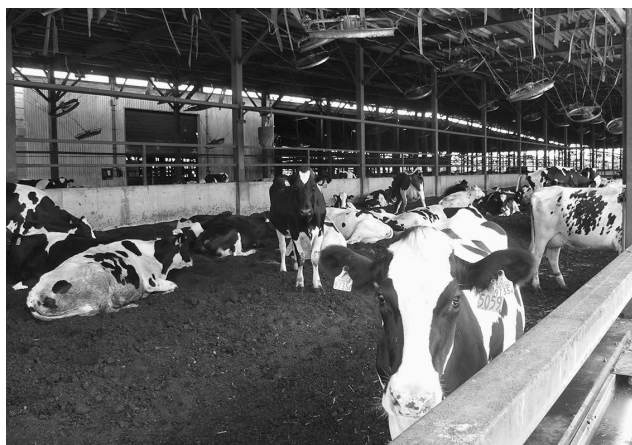
平成17年に設立されたメイプル牧場は、最新鋭の乳質管理改善システムを使い、牛の健康管理、乳質管理に努めながら良質なミルクを製造しています。

また、環境管理にも最先端の技術を使用し、排水は浄化・再利用し、排出される畜糞はバイオマスエネルギーとして有効利用しています。地区の行事や祭りなどに企業として積極的に参加することで地域住民と深く交流し、地域にとって頼れる存在となっています。



益田市を代表するスーパーマーケット・キヌヤの乳製品売り場にズラリと並ぶ「メイプル牧場牛乳」。パッケージはやさしい白と緑の背景にオレンジ色のメイプルの文字、それにかわいい牛さんのイラストが特徴的で、益田市民の愛飲者も多いと思います。そんな、メイプル牧場牛乳が二条地区にある牧場で暮らす乳牛のミルクを搾って作られていることをご存知でしょうか？

今回は二条地区にあるメイプル牧場を紹介します。



メイプル牧場は益田市で肉牛の肥育を行なっている株式会社松永牧場のグループ会社として平成17年に設立されており、「子供たちの健やかな成長を願いつつ、安全でおいしい牛乳をお届けすること」を目指して、異業種の5名が集まって立ち上げました。メイプルは、カナダでよく見られる楓のことで、赤ちゃんの手のひらという意味もあります。

現在メイプル牧場には、乳牛が約1400頭と、肉牛用のF1（交雑種）・和牛が約700頭います。



乳牛から搾られるミルクは年間約1万4千トンと、西日本でも屈指の大牧場です。

メイプル牧場の搾乳システムは、世界初の乳質管理改善システムを設立時に導入しています。本システムを使い、乳成分を毎日、牛ごとに測定し、これらのデータを基に、牛の健康管理、乳質管理に努めています。

メイプル牧場では環境管理にも最先端の技術が使われています。排水は処理施設にて浄化・再利用し、排出される畜糞はバイオマスエネルギー

ーとして有効利用しています。

取締役場長の渡邊智章さんに話を聞くと「畜産を営む上において、悪臭、カラス、汚水などの問題があり、現状全ての地域住民に理解を得られているとは言い難いです。そこでメイプル牧場では、地域の人たちに受け入れてもらえるよう、二条地区の行事や祭りなどに積極的に参加し、



アイスクリームの販売や牛乳の無料試飲などを行いながら少しずつ地域との距離を縮め、畜産業への理解を

深めてもらえるよう取り組んでいます」とのこと。また、「現在従業員は約40名。生きものを飼う仕事は何かと大変ですが、皆で協力しておいしい牛乳をお届けできるように頑張っています」と笑顔で話してくれました。



最近では、二条地区のイベントへの協力依頼が住民の方からあるようになり、頼れる地域企業になりつつあるようです。



「メイプル牧場」で暮らす乳牛のミルクからつくられる商品としては、冒頭で紹介した「メイプル牧場牛乳」の他に、子供たちにはおススメ・食べきりサイズの「メイプル牧場ヨーグルト80g×3」や大人な雰囲気がただよう「メイプル牧場ヨーグルトBB-12プラス」もあります。益田市の地産地消商品として、どれも美味しいので、お手に取ってみてはいかがでしょうか？

牛乳を使った美味しいレシピは次ページに紹介しています

益田地域農業委員会協議会研修会を開催しました

令和5年2月3日に吉賀町ふれ

あい会館において益田市、津和野町、吉賀町の農業委員及び農地利用

最適化推進委員が一同に会し、年に1回の研修会が開催されました。

今回の研修の第一部では、「地域計画の策定と今後の農地中間管理事業」について、また第二部では



「耕作放棄地を活用した有機農業の推進について」を内容として島根県及び（公財）しまね農業振興公社からお話がありました。

参加者からは講師からのお話を参考に、これから地域計画を策定するにあたり委員がどのように関わっていけばよいかなどの質問が寄せられ、日頃顔を合わせることでない3市町の委員が、それぞれの地域で抱えている農業の担い手不足や遊休農地の増加などの様々な課題について互いに共有を図り、今後の地域農業の取り組みについて考えさせられるととても有意義な研修会となりました。

農用地の効率的かつ総合的な利用を目指す「地域計画の策定」について国は、令和7年3月末までを掲げており、各市町においては策定に向けた関係機関や地域での話し合いの場を重ねていくことが求められています。

ますますおいしいレシピ

～益田の農産物を美味しくいただきましょう～

牛乳、ヨーグルトを使った料理を作ってみましょう。

レシピ監修・大畑美里

「カテージチーズ」

＊和え物に加えます。こした汁はスープに使います。

★材料 (4 人分)

牛乳…………… 1 カップ
酢…………… 大さじ 1

★作り方

- 牛乳は鍋で温め酢を加える。
- 網ザルに布巾を敷き、牛乳をこす。



「トマトのヨーグルト和え」

★材料 (4 人分)

トマト…………… 200 g
ヨーグルト…………… 100 g
砂糖…………… 大さじ 2

★作り方

- トマトは湯むきにして1cm角に切る。
- ボールにヨーグルト、砂糖を加え混ぜる。
- トマトを加え、冷蔵庫で冷やす。



「ヨーグルトドレッシング」

★材料 (4 人分)

ヨーグルト…………… 100 g
塩・砂糖 …… 各小さじ1/2
カレー粉 …… 少々
こしょう …… 少々
油…………… 大さじ1

★作り方

- ボールに全ての材料を入れ混ぜ合わせる。(サラダのドレッシングとして使用)



「イチゴのふわふわプリン」

★材料 (4 人分)

マシュマロ…………… 130 g
牛乳…………… 1カップ
イチゴ…………… 8個

★作り方

- マシュマロ、牛乳を鍋に入れて弱火にかける。
◎マシュマロが半分ぐらい溶けたら火を止め、あら熱をとる。
- イチゴを刻んで加える。
- 容器に入れ冷蔵庫で冷やし固める。

＊益田市の豊かな自然で育てられた乳牛からの恵みメイプル牧場牛乳、美味しくいただきたいものです。牛乳はたんぱく質、カルシウムが多く含まれます。

特にカルシウムは小魚、緑黄色野菜に比べ体に取り込む吸収率は抜群です。カルシウムは骨を丈夫にしてくれ、神経興奮を抑えてくれます。夜、寝つきの悪い方は夕方飲んでみてください。

1日コップ一杯を工夫してとるようにしましょう。

＊メイプル牧場のヨーグルトは腸内細菌を整えてくれます。又、オリゴ糖が含まれ便秘がちな人にお勧めです。

令和 5 年度 農作業等標準料金を次の表のとおり決定しました

農作業受委託を行う場合は、これを参考にして料金を決定してください。

● 農作業用機械器具標準作業料金

農機具等及び作業内容		作業料金（10a 当り） 税抜	
		令和 4 年度	令和 5 年度
トラクター	耕起のみ	8,400 円	8,400 円
	代かき	8,600 円	8,600 円
	耕起・くれがえし・代かき	23,700 円	23,700 円
田植機（側条施肥は別料金）		8,800 円	8,800 円
動力散布機		2,700 円	2,700 円
コンバイン		23,000 円	23,000 円

● 農作業日雇労働標準料金

作業区分	労賃（8 時間労働）税抜		超過労賃（1 時間当り）税抜	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般作業	8,100 円	8,400 円	1,013 円	1,050 円
軽 作 業	6,900 円	7,200 円	863 円	900 円

（参考）穀物調製組合 穀物加工料金

加 工 区 分		令和 3 年度	令和 4 年度
もみ乾燥 (玄米 30kg 当)	基準料金 (玄米の水分 17% を乾燥〈14%～15%へ〉する場合)	350 円	400 円
	荷受け時もしくは持ち込み時の玄米の水分が 17%を1%超えるごとの加算金	※ 1%あたり 90 円	※ 1%あたり 90 円
	【例】 水分が 20%ある玄米 30kg を乾燥〈14%～15%へ〉するには、 <u>基準料金に規定する水分 17%よりも 3%（20%－17%）水分が多いため、加算金が生じます。</u> 加算金 90 円×3%＝270 円 よって、270円が加算金となります。 これにより、 基準料金 400 円＋加算金 270 円＝670 円 の乾燥料となります。		
調製（もみすり）（玄米 30kg 当）		400 円	400 円
精米（玄米 1 kg 当）		20 円	20 円

農地を農地以外の用途に変更する場合は、 ご注意ください。

農地転用とは、農地に住宅や工場等の建物、駐車場、再生可能エネルギー設備、植林等、農地以外の用地に転換すること（農地を人の意思によって耕作の目的に供さない状況にすること）をいいます。なお、一時的に資材置場や作業道等に利用する場合も転用（一時転用という）になります。

★農地法第4条・・・農地の権利移動を伴わない転用

※所有する農地を、農地以外の用途に変更する場合
例）所有する農地を駐車場や資材置き場に使用する。
耕作しなくなった農地に植林する。

★農地法第5条・・・農地の権利移動を伴う転用

※農地を用途変更し売買等を行う場合
例）個人住宅建設のため、農地を購入する。

○所有する農地を 2a 未満の農業用施設等に転用する場合は、許可は不要ですが、農業用施設届（農地を農業用施設として使用する届出）の事前提出は必要です。

○所有する田を埋め立てて畑にする場合も埋立届の事前提出が必要です。

たとえ自己所有の農地でも、また、農地の一部であっても、農地を農地以外の用途に使用する場合には、農地法が適用されます。計画をされる場合には、農業委員会へまずご相談ください。

要注意！ 農地転用を申請する前にご確認ください。

○転用を計画されている農地は、農用地区域内にありませんか？
農用地区域内の農地については、原則として転用することは認められません。
転用する場合には、農用地区域からの除外手続きを行なう必要があります。
農用地区域の除外については、農林水産課にご相談ください。

☆農林水産課 農業振興係 ☎ 31-0316

○用途を変更される農地は中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象農地ではありませんか？
交付金対象農地を利用外に変更すると、申請地区の交付金の返還の対象となります。

★各種申請書、届出用紙は、農業委員会のホームページに掲載しています。ご利用ください。

◇ お問い合わせ先 ◇ 益田市農業委員会事務局 ☎ 31-0481



「人生 100 年時代」に備え、
しっかり積み立て、
がっちりサポート
安心して豊かな老後のため、
農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は、
次の要件をいずれも満たす農業従事者であれば、どなたでも加入できます。

20 歳以上 60 歳未満
の方

年間 60 日以上農業に
従事

国民年金第 1 号被保険者
(国民年金保険料納付免除者
を除く)

★ 農業者年金のメリット ★

- ☆ 39 歳までの農業者の方で要件を満たす方は、政策支援として保険料の国庫補助を受けることができます。
- ☆ 配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入でき、家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助があります。
- ☆ 保険料は、月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）～ 6 万 7 千円の間の千円単位で自由に選択でき、保険料の額はいつでも見直しができます。
- ☆ 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代にも安心。途中脱退、再加入も可能です。
- ☆ 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税等の節税につながります。
- ☆ 終身年金です。80 歳までにお亡くなりになった場合、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

【農業者年金受給者の皆様へ】

6 月は農業者年金現況届の提出月です。

(独)農業者年金基金から通知が届きますので、農業委員会への提出をお願いします。

◇ お問い合わせ先 ◇

JA しまね西いわみ地区本部金融部
益田市農業委員会事務局

☎ 22-8680
☎ 31-0481

～農地の権利取得にかかる下限面積要件の廃止について～

農地の権利取得には農地法第3条の許可が必要で、許可要件の一つに下限面積要件があります。益田市においては下限面積として地区別に20a～50aの別段面積を定めています。また、農地の集積に向けた売買や貸借が難しい空き家に付属した農地や、効率的営農が困難な分断された条件不利農地等の下限面積の緩和措置として、下限面積を1aまで引き下げる益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度があります。

この度、**令和5年4月1日**から施行される農地法の一部改正により、意欲的に農業への新規参入をする者に対する農地の権利取得の促進を図ることから、**下限面積要件が廃止**されることとなりました。

このことに伴いまして、**益田市においても以下の2つを令和5年4月1日から廃止**いたします。

- 地区別に定めている別段面積20a～50a
- 益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度（1aの別段面積の設定）

○ただし、農地法第3条による農地の権利取得の許可要件として以下の要件は引き続き必要です。

全部効率利用要件 (農地法第3条第2項第1号)	農地等の権利取得後、すべての農地を効率的に利用し、耕作を行うこと
農地所有適格法人要件 (農地法第3条第2項第2号)	農地所有適格法人の要件を満たしていること (法人が農地を取得する場合)
農作業常時従事要件 (農地法第3条第2項第4号)	耕作に必要な農作業等に常時従事すること
地域との調和要件 (農地法第3条第2項第6号)	権利取得後の農地の利用について地域の農業上の利用に影響を及ぼさないこと

※詳細については、農業委員会事務局（☎0856-31-0481）まで問い合わせください。

購読してみませんか < 経営・くらしに役立つ情報満載の農業専門誌 >

「全国農業新聞」

注目される農業技術・政策の他、くらしや健康を考える記事が満載。さらに、地域の元気で特色のある話題や地域独自のイベント情報等の提供に努めています。

●発行日 毎週金曜日 ●購読料 月額700円（送料、税込み） ●発行所 全国農業会議所

☆お申込みは、農業委員会事務局（☎31-0481）まで。

編集後記

現在、国内外の情勢により、生活必需品の価格が上昇し、農作物においても農業用資材や肥料等の高騰により、食料品の値上げは毎日の生活に大きな影響を与えています。

食料自給率を高めていくには、地産・地消の取り組みが重要で、そのためには地域の担い手育成など様々です。私達の日々の農地利用最適化の活動が少しでも課題の解決になればと思っています。

農地のことでお困りのことがありましたらお近くの委員にお気軽にご相談ください。

★編集委員★

委員長 大畑 美里
副委員長 谷本 大輔

委員 吉村 太・佐原 晃子
増野 六彦・澤江 浩一
山根 健治・領家 耕一
潮 好介・宮内 英之
寺戸豊太郎・渡邊 豊孝